

都市・環境常任委員会

(平成27年10月23日)

○ 加藤清助委員長

都市・環境常任委員会を開催させていただきます。

傍聴に報道機関の方がいられておることを報告させていただきます。

きょうの進め方は、お手元に配付の事項書ように、一つは議会報告会、シティ・ミーティングでの市民からの意見についてということと、きょうの主題は2番目の所管事務調査ということで、四日市市ごみ処理基本計画についてということでありまして。それから、報告が1件ございます。そんな順序で進めてまいります。

1番目の議題は、先日開催いたしました8月定例会議会の都市・環境常任委員会としての議会報告会、シティ・ミーティングでの市民からの意見ということですが、2番目のごみ処理基本計画についてと、シティ・ミーティングのテーマがごみ問題ということで、出された意見もリンクしておりますので、冒頭から環境部さんへ出席をしていただいておりますので、ご了承ください。

それでは、お手元にA3判で配付をさせていただいておりますのが、先般開きました議会報告会、シティ・ミーティングで出されたご質問の内容と、それから、その議会報告会で当委員会の委員の皆さんへお答えした内容をまとめて記載させていただいております。なお、この議会報告会、シティ・ミーティングについては、本日のこの常任委員会で対応についてご確認をいただいた上で、議会運営委員会に当常任委員会からの報告として上げたいと思いますので、その確認をとるために資料を配付させていただいております。

議会運営委員会に対しては、議会として協議すべき意見と、二つ目に常任委員会で協議すべき意見と、それからその他の意見という仕分けをいつものようにさせていただくこととなりますけれども、正副委員長のほうで事前にご意見のほうを精査させていただいて、上段のほうのナンバー1から5までございますけれども、これはご出席の委員の方も聞かれたと思いますけど、その場で正確に我々のほうから回答するという段階には至らずに、一度行政のほう、所管である環境部のほうに確認をとった上でとの発言もしておりますので、この1から5については、後ほど環境部のほうから、行政としての見解をこの場で確認させていただくということにしたいと思っております。

それから、ナンバー6からナンバー9については、ちょっと網かけがしてありますね。この部分については、いただいたご意見を執行部のほうに伝えるということで対応方法を

記した部分でございます。

それから、下段のほうの17番から20番についての意見は、シティ・ミーティングのテーマというよりは、記載のように、道路整備だとかという部分のご意見というか要望というか、そんなご意見でしたので、扱いとしては、20番については、都市整備部に意見として伝えるというふうにまとめて案として示させていただいております。

こういう内容について本日ご確認をいただきたいというのが趣旨でございます、冒頭に申し上げましたように、上段のナンバー1からナンバー5について、環境部のほうに確認をとりたいというふうに思いますので、環境部のほうからちょっと、1から5についての。

○ 駒田新ごみ処理施設整備課長

新ごみ処理施設整備課の駒田です。よろしくお願いいたします。

まず、私から、1番のほうについて説明をさせていただきます。

新総合ごみ処理施設の試運転のスケジュールがおくれているのではないかとご意見をいただいておりますが、本工事について、9月5日にもう電気のほうが受電をされておりました、実は単体の機器の調整というのはもう既に始まっております。今後の予定として、11月から実際に炉の乾燥を始めまして、12月中旬ぐらいにごみを本当に燃やす運転というのを予定しております。ですので、こちら、ご意見のほうで、なかなか、内部の機器調整ですので試運転をしていないように思われていますけれども、順調にスケジュールどおり進んでおるといふことをご報告させていただきます。

それと、二つ目の稼働後の運営についてというところでもご質問をいただいておりますが、こちらの運営業務につきましても、細かいチェックの仕様等も契約書や要求水準書で定められておりますので、こちらの報告書とか、私どもの課のチェックというのをする項目も決まっております。それとまた、専門業者によるモニタリング業務というのもございますが、こちらも来年度予定をしておりますので、こちらで運営についても厳しくチェックをしていくつもりでございますので、よろしくお願いいたします。

○ 伊藤生活環境課長

生活環境課の伊藤でございます。

私のほうから、ナンバー2から5までをお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、ナンバー２、粗大ごみの有料収集が一つ当たり1000円というのが高いんじゃないかと、それで、見直しが必要じゃないかというご意見をいただいております。まず、粗大ごみの戸別有料収集につきましては、1個当たりおおよそ3000円程度かかっておるといふ状況がございます。ですもので、3分の2、残りの2000円相当は税負担という形になっておりますので、手数料が全くもって高いというふうな認識は今現在持っておりません。ただ、同じような制度を持っております他市の状況を見ますと、一つだけの単価というのではなく、さまざまな料金体系を持っておるようなところもがございます。ですもので、そういったところ辺を一度、情報共有をさせていただきながら、また研究していきたいなというふうには思っております。

そして、ナンバー３は、乾電池を地区市民センターで来年度も回収してもらえるのかというご質問をいただいておりますが、今現在は年1回、毎年9月に乾電池の回収をしておりますが、来春からは隔週で、資源物のときに乾電池も回収をさせていただくこととなりますので、利便性は今よりずっと上がるのかなというふうに考えております。ですもので、基本的には、地区市民センターでの回収ということは今現在は考えておりません。ただ、実際に、突然地区市民センターのほうへ持ってこられた場合、それを拒否するかという、そういうわけではございません。地区市民センターで預かっていただいて、後日回収するというふうな形はとらせていただこうかなというふうには思っております。

そして、ナンバー４、今現在、ごみの集積場に設置してある分別のカードというか、短冊について、来年度作成されるのかということでございますが、よく行きますと、瓶とか飲料缶とか、そういった形で縦30cmぐらい、幅10cmちょっとぐらいの大きさで表示をしとるものがあるんですけども、それは今現在も市のほうで作成しております。なくなったとか、字が見えなくなったというふうなことがあれば、自治会様のほうに提供のほうをさせていただいております。そういったこともありまして、当然のことながら、新しい分別のカードにつきましては、今年度、私どものほうで作成をして配布をするというふうに予定をしております。

そして、その次、5番目が、資源ごみの収集で時間がいろいろ異なっておるもので、できたらそういった時間等を事前に教えてもらえないかというふうなご質問でございますが、資源物につきましては、資源物の種類が多くございまして、一度に1台の車が全ての資源物を積んで回っているというわけではございませんでして、一つの車に大体2種類ぐらいの資源物を載せております。そういった関係がございまして、同じ集積場に時間を前後さ

せながら、大体3台ぐらいの車が何うような形になっております。そして、ほかの集積場の関係でありますとか、あと当日の交通事情等もございまして、なかなか事前に、この集積場は何時何分ぐらいに行きますというふうなことがちょっとお伝えしにくい状況でございますもので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

説明は以上です。

○ 加藤清助委員長

今、1から5番までのご意見について、環境部としてのお考えや状況を示していただきましたが、そういうことについて委員会としてご確認、現時点で、きょうの時点でいただけるということであれば、そのように対応をしていきたいと思いますが、何か今の説明でわからない点とかありましたら。よろしいでしょうか。

○ 豊田政典委員

今の5項目に直接かかわるのか、6番目以降なのかよくわからないところもあるんですが、議会報告会の中で、来年度以降のごみ出しの方法とか収集方法、あるいは集積場の看板設置であるとか、そういったことについての細かい質問とか、意見が相次いだんですよ。決算常任委員会のお聞きしたときには、連合自治会単位での説明は終わったと。あとは、単位自治会から要望があれば説明に行くという、それにとどまっていたんですけども、私が感じたのは、市民に対する説明が余りにも不足していて、戸惑っている意見が多発したので、よりきめ細かい説明が必要だと思ったんですけど、今の1から5の中にも、それに含まれる意見もありました。そのあたり、どうされるつもりなのかと思って。

○ 伊藤生活環境課長

まず、連合自治会さんのほうへの説明が一通り終わったのが今月の頭ぐらいでございまして、それを前後するように要望いただいた単位自治会様に対して説明会を実施させていただいております。そして、来年4月のことですので、自治会長さんの判断の中で、今説明を受けても、来年4月のことですのでちょっと早過ぎるというふうな判断も中にはあるようで、全ての自治会さんのほうからごみの説明会の開催の要望を今いただいているという状況ではございません。

ですが、ちょっと数字を今把握しておりませんもので申しわけございませんが、説明会

開催の申請はかなりの数をいただいております、特に、年が明けた1、2、3月ぐらいですと、土日につきましては、朝、昼、晩ぐらいのトリプルヘッダーぐらいの開催要望をいただいております。ですもので、そういった単位自治会単位での説明会のときに、さらに詳しい説明を申し上げられるのかなというふうに考えております。

○ 加藤清助委員長

よろしいですか。

○ 豊田政典委員

もうちょっと。

受け身の対応をやってもらうのも必要だけれども、タイミングをはかって年明けにでもまた、広報よっかいちなり、いろんなメディアを通じて、こちらからも能動的に発信することも必要だと思いますけど、そんな予定もあるんですか。

○ 伊藤生活環境課長

そちらのほうも年明けに考えております。大体、基本的には2月ぐらいに各戸配布のチラシであるとか、そういったものを考えておりますし、ごみガイドブックということで、詳細な分別方法、あれほどの分別になりますよというふうなものを示したガイドブックにつきましても、今現在鋭意作成中でございます、2月に全戸配布と。新年度の収集日程表とともに、2月に配布をさせていただく予定になっております。

○ 加藤清助委員長

ということです。

先ほどありました単位自治会への説明が順次行われておりますけれども、3月いっぱい完了させるべく、先ほどもありましたように、土日の3ラウンドも含めまして、何百自治会ぐらいの開催予定でしたっけ。いいわというところはあれやったけど。600ぐらいやった。800。

(発言する者あり)

○ 加藤清助委員長

八、九割。それぐらいの数、説明会を3月までにやり切っていただくように進めていただいておりますというのと、先ほどのようにガイドブックの全戸配布を2月ごろにされて、周知の徹底を同時に進めるということですので、ご理解いただいております。

それでは、この議会運営委員会に報告する常任委員会の文章としては、このように取りまとめて、全ての意見をその他の意見として分類して報告させていただくということをご確認願えますでしょうか。

○ 豊田政典委員

ちょっと扱いがわからないんですけど、一番下に抜けている、10番から19番の扱いはこれはどう。

○ 加藤清助委員長

一番下のこれですか。

○ 豊田政典委員

その他に分類するのはいいんですけど、それだけで終わりなの。

○ 加藤清助委員長

そうですね。

○ 豊田政典委員

じゃ、例えば……。

○ 加藤清助委員長

この後、基本的なごみ処理基本計画の、前1回ありましたけど、所管事務調査でやりますので、そこで委員会としては具体的な、この意見も反映させてもらって、質疑されたらどうかと思っております、委員会としては。

○ 豊田政典委員

わかりました。

○ 加納康樹委員

ご発言のあった、あかつき台のプラごみの現状というのは、勘違いだったのでよかったですでしたっけ。

○ 加藤清助委員長

違う。

あかつき台で、うちのところは毎週やったか隔週、プラごみも回収しているという、会場の人が、えっ、そんなことはないだろうと言っておった話の関係。ちょっと補足で。

○ 伊藤生活環境課長

たしかあかつき台も含めてになりますが、プラスチック類だけをモデル地区として集めている団地がございます。ですもので、あかつき台の方が毎週プラスチックごみを集めているというのは正解です。ですもので、通常かというとあれなんですけど、一般的にはモデル地区というのは当然指定しておりませんもので、プラスチック類については隔週という形になっております。

以上です。

○ 加納康樹委員

厳密にそれをやっている集積場がどのぐらいあって、それらのところは4月以降どうなるのかだけ教えていただければ。

○ 加藤清助委員長

わかりますか。どなたが。

○ 前川生活環境課リサイクル係長

リサイクル係の前川でございます。よろしく申し上げます。

モデル地区として十数地区あるんですけれども、その集積場というのは、基本、燃やさないごみ、あるいは資源物の集積場と併用していただいております。ですので、毎週水

曜日のプラスチック収集はなくなりますけれども、その分、今度新しくできる、例えば破砕ごみであるとか資源物の収集であるとかというところの集積場としてのご活用はいただくこととなります。モデル地区というのはもうなくなります。

○ 加藤清助委員長

全市同じ。

○ 前川生活環境課リサイクル係長

そうです。同じスタイルになります。

○ 加納康樹委員

全市これで同じになるなら、それはそれで私はオーケーだと思いますけど、じゃ、そのモデル地区でされていたところは、利便性は相当落ちるということですか。おっしゃっていた方は、今までどおり水曜日に持っていってもらったらええわって、相当な口調だったんですけど。

○ 前川生活環境課リサイクル係長

利便性は上がると考えていただいたらいいと思いますね。今まで水曜日のプラスチック収集というのは、通常燃やさないごみとして集めさせていただいた、いわゆる不燃物として集めていたものの中のプラスチックの部分だけをわざわざ抜き出させていただいて、水曜日に出してもらっていたんです。それが、今度は毎週2回の生ごみの日に出せるようになるわけですから、収集回数はふえるわけですから、そこら辺の感覚がまだ地域へ皆さんにご説明に行っても、どうしても今までの習慣が頭にあるので、水曜日の収集がなくなるということが頭に来て、プラスチックの出せる日がなくなるんじゃないかというふうに勘違いされる方も多々おみえになりますので、そこら辺は丁寧に説明をさせていただいてきておるところでございます。

ですので、モデル地区もなくなりますし、水曜日のプラスチックの収集はなくなりますけれども、生ごみの週2回の収集に出していただけるようになりますので、収集回数の頻度はふえるというふうにお考えいただければ結構かと思います。

○ 加藤清助委員長

よろしいか。

○ 川村幸康委員

モデル地区というのは、どうやってつけたの。それって私らに言うてないやろう。知らせてないやん。

○ 前川生活環境課リサイクル係長

これは、長年私がここに在籍していますけど、さらにその前の話ですので、ちょっと記憶が定かではなくて申しわけないんですけど。

○ 加藤清助委員長

そんなに前から。

○ 前川生活環境課リサイクル係長

ええ。三重団地ですとかあかつき台、それから別山、笹川、そういった大きな団地が基本的にはあります。そういったところの燃やさないごみが当初、急にプラスチックのごみがふえてきた時代がございまして、そのときに私どものほうの収集が、不燃物として一気に回収するのが極めて困難になってきたというふうに聞いています。そのときに、当時はプラスチックの収集処理が、埋め立て処分をすべきか、リサイクルをすべきかという過渡期にあったと聞いています。プラスチックを将来的に、埋め立て処分場の延命も含めリサイクルをするということを前提に、団地のところだけ、まずは、いわゆる埋め立て処分場へ行くごみを分けて収集をしてもらおうと。団地だけは別の収集日を設けようというふうにして設定したのがこのモデル地区の始まりなんですけれども、そのときに、せっかく日を分けて集めるのなら、最終的にリサイクルが可能になるように、あらかじめプラスチックだけを分けさせてもらおうということをお願いしてきたのが、このプラスチック収集の始まりだというふうに私は認識しておるんです。

それが最終的には、今に至るまでプラスチックの収集をしてきたものの、リサイクルにはなかなか至らなかったという現状があるということで、この機会にその辺が解消されるということになります。

○ 川村幸康委員

だから、モデル地区というけど、例外でやっておったわけやろう。例外でやっておったからおかしいという話ではなくて、きちっとそれは説明して、そしてこうやって集めるということは一回も聞いたことがないで、川島地区の別山ができたのって、そんなの新しいんやで、私がおらんだわけやないんやで、そうなの聞いたことないでさ。何度かこの委員会の中でも所管事務調査できちっとやってきたのに、特別に対応してあれするんならするで、それはやっぱり私らに言わなあかんわ。

部長、どうや。

○ 川北環境部長

先ほど説明いたしましたように、実は私も以前、何年か前に生活環境課に在籍しておるとき、もう10年以上前ですけど、そのときからモデル地区というのは、名前は聞いたことがあります。違う係におったものですから、詳しくはないんですけども、恐らく今川村委員がおっしゃられたことは、我々は真摯に反省すべきやと思います。

ただ、その中で我々として、別に言いわけをするわけでも何でもないんですけども、モデル地区といいながら、長年一つのモデル地区というよりはもうルーチン的になっておったもので、説明が漏れてしまっておったというのが、今、率直な私の考えでございます。これから、そういったことも含めて、それが10年であろうが15年であろうが、全地域でやっておることとイレギュラーなことにつきましては、ご説明、あるいはご報告をさせていただくようにしたいと思います。申しわけございませんでした。

○ 川村幸康委員

モデル地区とかいうやつはもっともらしく聞こえるけど、結局は例外なんやさ、モデル地区というけど。そこがそれをしてほしいと言うてきたのか、こちらから投げかけたのかというのは、もう時間もたっておってわからへんやろうけれども、基本的にモデルというのは、全然おかしいことをするときには使うでさ。だから、ほかにもそんなのがあるのやったら、そのモデル地区というのは一遍よく考えてみやなあかへんで。

公平、不公平というようなことはこの種のことについては思わへんけれども、それは知ったら、そっちはこれで、こっちはこれでって何でなのという話の世界やろうで。そのと

きに、そうしたらあんなら、モデルケースですわと言うけど、それは通らんで。モデルケースをつくるのであれば、それは議会にも説明して、理解を求めてやっていくということがないと、後ろめたい話の世界しかないで、全然正当性がないのと違うか。だから、もうちょっとそれはきちっと。ルーチンというけど、今までやっておったで、じゃ、何でもありかという話やで、それもない話や。ちょっと反省せなあかんわ。

○ 加藤清助委員長

ご指摘のように、我々もこのご意見をいただいて、言われた方からそんなことも知らんのかと言われて、それで、館長が下へ行ってごみ収集の日程表を持ってきて、いや、そんなことはないですよと言って見せてくれて、多分、あの人の、言うた人の勘違いなんやろうなど我々は認識しておったんやけど。だから、隠れた部分なんですよ。

だから、それが我々も、10年以上前の人知っていたかどうかは知らないけど、この間ごみ収集が変わる時点においても、モデル地区という話は出てきたことがないもので、そこら辺はやっぱり行政のほうも反省していただいてということをご指摘しておきたいと思えます。

○ 川北環境部長

ご指摘のとおりでございます。今後、気をつけていきたいと思えます。どうも済みませんでした。

○ 加藤清助委員長

では、シティ・ミーティングで出された意見の整理については、ご説明と提案の内容で議会運営委員会に報告させていただくことをご確認いただけたと受けとめます。あと、報告会関連は、別とじでアンケートの集計表等が示されておりますので、またご参照ください。

ということで、1項目めは終結をいたしまして、2項目めの四日市市ごみ処理基本計画についてという所管事務調査に入りたいと思えます。

なお、本調査事項につきましては、前回の協議会で説明も受けて、若干の質疑もありましたが、改めて所管事務調査で時間をとりましょうというふうにしてきた課題でございます。用意していただいております冊子については、前回お示ししたのと同じのものであるとい

うふうに伺っておりますので、説明のほうはポイントだけ簡単に説明していただいた上で、先ほどのシティ・ミーティングでの意見もいただいておりますので、委員の皆さんからの質疑としたいと思います。

○ 伊藤生活環境課長

生活環境課、伊藤でございます。

では、資料の、まず、2枚目にとじてあるものですね。A4横の四日市市ごみ処理基本計画（素案）に関するパブリックコメント結果というのを見ていただけますでしょうか。よろしいですか。

まず、6月に素案のほうを示させていただきまして、その後、パブリックコメントをここの7月1日から8月3日まで実施させていただきました。そして、意見をいただいたのは7人で、合計意見件数としては33件ございました。

そして、めくっていただきまして、1ページでは、計画の目標値や予測値について、主な意見として二つ、ごみ排出量の削減について目標値が低いのではないかと、そして二つ目で、温室効果ガスの排出量予測が平成28年度から増加する理由を明示すべきではないのかという主な意見をいただきました。

あと、続いて2ページで、分別区分の変更点についてということで、主な意見が三つ、破碎ごみはいつ、どんなものを集積場に出したらいいのか、スプレー缶は穴をあけた上でないと回収しないのか、3番目が、水銀を含む蛍光灯、体温計などは資源物ではなく、有害物と区分すべきではないのかという意見をいただいております。

そして、めくっていただいて、3ページ、ごみ集積場の管理、ごみ収集全般について、四つ意見がございます。分別区分の変更に伴い、収集日は変更できないのか、可燃ごみは市内全域、午前中に回収できないのか、集積場に回収されずに残されたごみの対応はどうするのか、分別が変わっても立ち当番はなくなるのか。

そして、4番目として、ごみ処理施設についてということで、ガス化溶融炉については長期にわたって安全な運転を要望するというような、こういった意見をいただきまして、その意見をまとめたのが、またA4で、ちょっと冊子が変わります、A4横、パブリックコメントで寄せられた意見と市の考え方ということで、これでございますが、これに、33件の意見に対して修正や市の考え方をこの冊子で、6ページから17ページということで記載させていただいております。

そして、これらの意見を修正した上で、この冊子でありますごみ処理計画の素案、これを修正させていただきました。

説明については以上でございます。

○ 加藤清助委員長

説明はお聞き及びのとおりでございます。

パブリックコメントに寄せられた意見を踏まえて修正した部分があるということで、別冊の素案、それから概要版と基本計画をお示ししておりますが、そのように策定案としてまとめたということでございますので、この内容にかかわってご質疑をお受けしたいと思っております。

○ 豊田政典委員

読み切れやん。

○ 加藤清助委員長

読み切れやん。

前回もちょっとあったと思ったけどな、この意見に対する市の考え方というのはね。前回やね。

○ 伊藤生活環境課長

はい。これも出させていただきます。

○ 加藤清助委員長

ちょっと思い出すのに時間がかかるけど。

じゃ、変えた部分とか、修正した部分をちょっと拾い出して、コメントしてくれる。

○ 伊藤生活環境課長

じゃ、概要版のほうを見ていただけますでしょうか。

○ 加藤清助委員長

薄っぺらいやつね。

○ 伊藤生活環境課長

はい。ページ数でいいますと、9ページまでございますが、概要版ということで説明をさせていただきます。

字句等の細かい修正点はもうよろしいですね。大きく変わったところ辺でいきますと、3ページを見ていただけますでしょうか。

ごみの分別が変わりますということで、表が掲載されております。その資源の表の欄外という形で、もともとは、スプレー缶は使い切り必ずガスを抜くということです。これに線が引っ張って、その下に、スプレー缶は使い切ってくださいというふうに書かせていただきました。

これまでは、スプレー缶を基本、使っていただいて、なおかつくぎなどで穴をあけていただいた上でお出しくださいというふうにお願いをしておりました。これに関しましては昨今、火事というか、事故等も起こってございます。そういった関係もございまして、穴をあけずに出していただいてもよいというふうな形で、そういった変更を考えまして、必ずガスを抜く、いわゆる穴をあけるといふ部分につきましては削除いたしました。ただ、収集や後の処理を考える中で、やはりガスは極力使い切っていただきたいというふうな思いがございまして、スプレー缶は使い切ってくださいというふうな形で記入はさせていただきます。

あと、めくっていただいて、6ページでございまして、(3)のところ、燃やさないごみの収集回数が少ないもの云々という形で線を引っ張らせていただいておりますが、上で、ちょっと小さい字になって申しわけないんですけども、燃やさないごみの収集回数についての満足度はやや低いものの、燃やさないごみの中のプラスチック類は、新総合ごみ処理施設が稼働することで焼却処理ができるようになりますという形で、改善をはっきり明記させていただきます。

いただいた意見で大きく修正をさせていただいた部分については、そういったところなのかなというふうに考えております。概要版について修正をさせていただいたのは、主にはそういったところ辺でございまして。

○ 加藤清助委員長

本体のほうはいいの。

○ 伊藤生活環境課長

本体につきましては、先ほどパブリックコメントで寄せられた意見と市の考え方ということで、整理番号が1番から33番まで振ってございます。この中で、めくっていただいて、整理番号8番のところで、ごみ収集に関する件ということで、集積場の改善に向けてご一考くださいというふうなことがございます。これにつきましては、集積場の改修や新設の支援制度を平成27年度から……。

○ 加藤清助委員長

今、どれ。横書き。

○ 伊藤生活環境課長

ごめんなさい。素案のほうで行ったほうがいいですか。

○ 加藤清助委員長

いや、どちらでもいいんやけどさ。

○ 伊藤生活環境課長

済みません。横書きのほうでお願いいたします。7ページで、1枚めくっていただいた整理番号8番のところでございます。

集積場の美化等の観点でぜひとも改善をお願いしたいということに関してですが、今年度から、まず、集積場の改修等については支援制度を拡充しております。あと、市で認定しておりますごみ袋につきましても、今まで、袋が非常に破れやすいということでご意見をいただいております。これに関しましてはちょっと強度を強くする、厚さを若干厚くするというふうな形をとって、市の認定としての強度を上げるような形をとってございます。

○ 加藤清助委員長

これ、平成27年4月から四日市市指定ごみ袋の強度が高まったということなの。

○ 伊藤生活環境課長

平成27年4月から認定の強度を変えております。そして、今現在、市内に流通しておりますもので、それをずっと入れかえてもらっている最中で、10月1日からは基本的には新しく認定した袋でお願いしますということで、今、市内に流通している形になっております。

○ 加藤清助委員長

ほかは。ここは知っておいてほしいとか。

○ 伊藤生活環境課長

10ページの整理番号で14番でございます。

○ 加藤清助委員長

整理番号14番。

○ 伊藤生活環境課長

はい。水銀の関係で、蛍光管や体温計、血圧計を有害物の区分と新設すべきということで意見をいただいておりますが、これに関しましては、水銀そのものをきっちり有害物というふうな区分ではなく、市としては資源物という取り扱いをさせていただいておりますが、水銀に関しましては100%、これらの商品から水銀を抜くことができますもので、資源物というふうな取り扱いをさせていただいております。ただ、集積場に出す際に、割れたりとか、そういった部分もございますもので、蛍光管につきましては、買っていただいたときの箱、多分蛍光管ですと入れかえると思いますので、そういった箱に入れていただいて出していただきたいなというふうな部分がございます。

○ 加藤清助委員長

そんなところですか。

○ 伊藤生活環境課長

はい。

○ 加藤清助委員長

補足説明は以上でありまして、この間のシティ・ミーティングでいただいたご意見も含めて、今回まとめるごみ処理基本計画の内容についてご質疑賜りたいと思います。

○ 豊田政典委員

パブリックコメントの意見の中の、例えばごみ当番の話が整理番号10番とかで出てきて、パブリックコメント結果にもあって、当番が必要かどうかは改めて自治会でもご検討いただくことになるかと考えていますというような答えなんですけど、当番って全市的にあるのかなと思っていたら、そうでもないような話が委員同士でもあって、現状はどうかということと、この表現はやわらか過ぎてよくわからないんですけど、自治会が自主的にやっていることなのか、お願いしていることなのか、自治会が嫌だと言ったら、なくなったらどうなるのかとか、その辺がもうちょっとはっきり、わかりやすく言ってほしいんですけど。

○ 加藤清助委員長

当番についての市としての見解を。

○ 伊藤生活環境課長

立ち当番って、我々よく言わせていただいておりますけど、立ち当番の当番制につきましては、どの自治会さんが始められたものかというのは今現在定かではございませんが、自治会様のほうで自主的に始められたものというふうに認識しております。ですもので、こちらが、当番制を続けてくださいとか、もういいですよというのはなかなか言えない立場なのかなと。ただ、もともと、やはり市でお示ししているごみの分別をきっちり守っていただけない方がみえるということで自主的に始められたものでございまして、そういった未分別のごみにつきましては、市としましては、啓発シールを張って、しばらく、1週間とか2週間とか、その集積場に置かせていただいて、これが間違ったごみの出し方ですよということに気づいていただきたいというふうな形の啓発をしておったわけなんですけど、ただ、実態として、ある自治会さんでは、特に自治会長さんがそういった未分別のごみを

一旦持ち帰る、もしくは自治会所有の物置か何かに入れて出し直しをしていただくというふうなご苦労があったというふうに聞いております。ですもので、自主的に始められたものなのかなと思っております。市民皆様のごみの分別を十分理解していただいて、お出しいただければ、こういった自治会様のご苦労がなくなるのかなというふうには考えております。

あと、ごみの分別自体は大切なことだとは思っておりますが、今現在、燃やさないごみのうちの廃プラスチック類が燃やすごみに入ってきて、そして未分別というふうな形で残らせていただいているようなものも多うございます。ただ……。

○ **加藤清助委員長**

説明が長いんですけど、問われたのは、当番の必要性について改めて自治会でもご検討いただくと考えているという、市の真意は何かということ。

○ **伊藤生活環境課長**

市としましては、当番制を強制しているものではございません。ですもので、自治会様が現状を勘案していただいて、継続するかしないかをお決めいただきたいというふうに考えております。

○ **豊田政典委員**

今、800ぐらいある単位自治会のうちで、何割ぐらいが立ち当番をやっているかというのはわかりますか。

○ **加藤清助委員長**

立ち当番、どれぐらいの単位自治会で実施しているのか、把握していますか。

○ **伊藤生活環境課長**

正確な数字は把握しておりません。ただ、認識としましては、約半分程度は実施していただいているのかなというふうに考えております。

○ **豊田政典委員**

じゃ、もうちょっとね。

そうすると、不適正なものが出してある場合に張り紙をしたり、そのまま回収せずに置いていきますよね。立ち当番がないところはどうしているんですか。置きっ放しにしてきて、置きっ放しのごみはどうなっていくんですか。

○ 伊藤生活環境課長

最終的には市のほうで回収させていただいております。そして、回収して中身を若干なりとも調べさせていただくなどして、適切でない方を指導したりしております。

○ 豊田政典委員

じゃ、最後。

この件は最後にしますけど、基本計画の中に、例えばそれを啓発というか、お願いするという文言はないかと思うんですけれども、立ち当番というよりも、自治会単位で協力を依頼するとかね。基本計画になくてもいいし、四日市市自治会連合会なりで要望するとか、そういうことは考えていない。無理がある。半分というのは、ちょっと意外だったんですけど。それ以上は無理だという認識なんですか。

○ 加藤清助委員長

立ち当番をもっと立ってもらうようにしたらどうかという問いかけなんですか。

○ 豊田政典委員

市民協力ということでね。分別について。

○ 伊藤生活環境課長

自主的にお始めいただいたものに対して、なかなか、こちらから強制のような形をお願いするのは、非常に心苦しく思っております。あと、集積場によりましては、全くそういったものがなくても大丈夫というところはあるんですが、立ち当番なしでもいける集積場があるというのも事実ですもので、なかなかそういった形で全体的にお願いをするというのは難しいのかなというふうに考えております。

○ 加藤清助委員長

よろしいでしょうか。

他にご質疑。

○ 村山繁生委員

一つ教えてほしいんですけど、小型家電が資源物に指定されたことによって、持ち去りがさらにふえるのではないかという意見があるんですけど、それは、そういう懸念はあるのかなのか、ちょっとお聞かせください。

○ 伊藤生活環境課長

伊藤でございます。

懸念があるのかなのかということであれば、懸念がございます。ですもので、今現在、通常のパトロールは、1班2名体制で回っておりますが、それを強化できないかということで、今現在、ちょっといろいろとお願いをしておる状況でございます。

○ 加藤清助委員長

他にご質疑のある方。

よろしいでしょうか。

○ 山口智也副委員長

パブリックコメントの16ページの30番にもあるんですけども、今この時点で発言するのはもう遅いのですが、計画の中に、これだけ資源物の持ち去りが課題となっていながら、今回の計画に記述がないのは、条例ができたとはいえ、今回の計画に課題としても挙げないというのは、少しやっぱり問題があるのではないかなというふうに思うんですけども。

○ 伊藤生活環境課長

確かに、資源物の持ち去り行為自体が問題でないというふうには全くもって思っておりません。ただ、このごみ処理基本計画といいますのはもっと、そういった個別の部分というふうな考え方ではなく、市としてのごみ処理に関する大きい計画というふうに認識しておりまして、そういった部分については記載をさせていただいていない状況でございます。

○ 山口智也副委員長

各地域で非常に大きな課題になっているので、計画には今回、載せていないけれども、きちんと説明はしっかりしていただいて、せっかく市としてもいろいろ対策は打っていただいているので、市民の方もこの前のシティ・ミーティングでは、これだけ市としてやっておるんやけれどもなかなかそれが伝わっていないというのは感じましたので、しっかり伝えていただきたいなというふうに思います。

それからもう一つ、別なんですけれども、素案の本体のほうの後半にアンケートを載せていただいているんですけれども、いろんな意見がある中で、41ページですか、設問で、今後、高齢化が進むことで、ごみ集積場まで出しに行くのが困難な人がふえると予想されると。こういう対策はどうしたらいいのかというのが、シティ・ミーティングでもそういうご意見があったんです。そのときに答えたのは、これはすぐに改善できるようなテーマでもないし、やっぱり長い目で見て、地域で取り組んでいかなあかんということは、その場でお話をさせていただいていたんですけれども、市としてどういうふうに考えておるのか、それだけ教えてもらいたいと思います。

○ 伊藤生活環境課長

確かに、高齢化社会を迎える中で、いわゆる生活弱者といいますか、そういった方々がごみの集積場まで持っていくのは重たい、大変や、遠いというふうなご意見はいろいろ頂戴しております。そういった方々の中で、今現在ですと、介護保険の中のヘルパーさんをご利用いただいて、そういった方にごみ出しをお願いしてたりとかというふうな仕方でごみ出しをしてみえる方がみえるのは承知しておるところでございます。あと、実は、四日市市ではしておりませんが、そういった対策として、いわゆるふれあい収集のような形でごみ出しをする制度を持つてみえる市もございます。

ただ、そういった制度もある中で、実は平成29年度に介護保険法が改正される予定になっておりまして、その中で、ごみ出しの、軽作業という形になるんでしょうか、こういったものを、今のヘルパーさんの生活支援の部分と若干異なる形で保険適用になって、もっと利用しやすい形になるというふうに聞いておりまして、健康福祉部のほうとそういったことの話し合いをしておる中で、そういった部分も、そういった制度改正を見ながらちょっと今後考えていこうじゃないかというふうなことを、話をさせていただいておるところ

でございます。

○ 山口智也副委員長

平成29年4月、総合事業が始まるので、そういった地域の支え合いは始まるんですけども、ただ、それも、すぐに各地区で、じゃ、できるかというとなかなか難しいし、相当やっぱり時間はかかるとお思いますので、環境部さんも地域の声も聞いているし、いろんなノウハウも持ってみえるとお思いますので、健康福祉部としっかり連携をとってもらって、そこら辺の課題を解決してもらえように取り組んでもらいたいとお思います。ありがとうございます。

○ 豊田政典委員

今の副委員長の発言の一つ目に関連して、資源物の持ち去りのことの話をするんですけども、今委員長が議題にしているのは基本計画ですが、僕はこの所管事務調査、ごみ処理全般だと理解して、一回計画以外のことの話はしますが、まず、パブリックコメントにあった、副委員長が紹介された意見というのは、本体の素案の25ページのところの持ち去りについての記載をすべきだという意見ですよ。それについての答えは、今、基本計画というのはもっと、処理計画なのでそういうのは載せないといいながら、不法投棄については似たようなことが書いてありますよね。だから、僕は逃げにしか思えないしというのが一つね。

それから、議会報告会の様子をどの程度聞かれているのかわかりませんが、決算のときに、決算審査の中で、僕の数少ない情報の中から、持ち去りについて質疑、議論をしました。そのときは、全市的なことはわからなかったんで、余り私も自信がなくて、引き下がった部分もあるんです。皆さんは、いや、実は市のほうも苦労されて危ない目にも遭っているという答弁があったりして終わっていったんですけども、議会報告会ではその報告を受けて、複数の自治会関係者と思われる市民の方が切実な声を発言された。さっきのまとめの20項目のうち三つか四つにも、持ち去りのことが書かれている。そのときに、私は、いや、皆さんの意見を聞いて、全市的にそれだけ苦労されている、困っている、不安であるのであれば、この答えの中にも出てきますが、まずは広報よっかいちで、もっと市の姿勢、あるいは先ほど言われた立ち当番についての対応方針というのをはっきりと広報してほしいという意見があったので、それは持ち帰りますという答え、僕は個人的な

意見とした。一方で、副委員長は優しいもんで、それもそうだけれども、市の職員も一生懸命頑張って苦勞しているんだって、かばうわけじゃないですけど、そういう議論もありましたという、話し合いもあったんです。

やっぱりこの問題というのは、決算審査であの形で終わりましたけれども、もっと抜本的に、抜本というのかな、具体的にここでやるべき問題だというような意を強くしたんですよ。警察との連携という言葉は簡単ですけども、果たして具体的に何をするのか。あるいは、僕の勝手な個人的な考えで、条例改正で罰則を強化することができるのであれば効果があるかもしれないし、もっと極論すれば、もう持ち去りを自由にするとかね。あの条例を廃止するとかですよ。その危険を回避するための一つの選択肢として。冗談じゃなくて、僕は本気で思って聞いているんですけども、そのあたりの考え方の整理が今、必要な時期に来ているという認識があるのかどうかね。皆さん方はどれだけ、1500万円という試算が決算審査で言われたけれども、これはあくまでも数字上の試算にすぎないわけですよ。被害実態を把握しているかどうかわからない。把握していないんじゃないかと疑っているし、現場の声がどこまで伝わっているのかというのも疑問です。立ち当番、約400自治会の方々のご苦勞。

このことは、報告会でもシティ・ミーティングでも議論になったし、もう少しきちんと所管事務調査の中で、せめてははっきりとした方向性を聞いておかないと、きょうは終われないです、僕は。そのために山からおりてきたんですけど、このために。これをやるというので。これ、明確というか、ちょっとはっきりさせてほしいなと思って。

○ 加藤清助委員長

持ち去りにかかわって、シティ・ミーティングでもご意見もあって、やりとりもありましたし、パブリックコメントのところで、16ページの30番の整理番号で意見と考え方が書いてあって、前回のごみ処理基本計画には、先ほどありましたように課題として挙げていたけど、もう条例ができたから今回はその項は削除になっているというふうに理解するわけですが、今豊田委員がご指摘のように、本体の25ページに不法投棄対策はあると。そうなるんやったら、不法回収対策はあってもええのかなと逆説的に思うわけですけど、そこら辺はどういう見解を持たれますかね。もう条例ができたでという。

○ 伊藤生活環境課長

豊田委員がおっしゃられるように、この問題そのものが簡単な問題ではない、ましてや軽視する話ではないというのは十分承知をしておるところでございます。

ただ、これも言いわけになってしまって申しわけないんですけれども、市としての権限の中で条例をつくる際にこれが、市が告発して初めて、持ち去りをしておる者に対する罰金が科せられるというシステムの中で、我々が、市の職員がその行為者、持ち去りをしておる者を確保して、注意……。

○ 加藤清助委員長

それはわかっておるんです。だから、前は課題で挙げて、条例はできた、もうこっちには挙げなくていいのかという問いかけなんです。でも、こちらはごみ処理といいながら、不法投棄のことは基本計画に今回も引き続き載っておるけど、不法回収について、例えば条例化をしましたので、条例に基づいて何やら告発、今後も継続して取り組んでいくというような内容の項目があってもいいのではないかという豊田委員の問いだと思っております。ほかの皆さんもシティ・ミーティングで、結構あのとき盛り上がったというか、意見も聞いているもので、反映できたらなという委員の複数の思いはあると思っておりますけれどもね。

○ 伊藤生活環境課長

申しわけございません。この場のご意見、シティ・ミーティングでのご意見を反映させる形で、ここを修正させていただきたいと思っております。

○ 加藤清助委員長

だから、条例はできたけれども、現状は何ら変わっていないというのが実態だから、やっぱり市の基本計画の中にもきちっと据えておくのが大事じゃないかなという指摘だと思います、提案も含めて。そういうふうに、市のほうがシティ・ミーティング及び当委員会の委員の指摘を受けて対応するということですが、よろしいでしょうか。

○ 豊田政典委員

基本計画の中に持ち去りのことを書かれるのはいいんだけど、じゃ、具体的に何をするかというのは全くわからないわけですよ。警察と連携を深めていくって書かれても、仕方

がない話でね。

じゃ、二つ聞きますけど、一つは、シティ・ミーティングの中でもあったように、まずは危険なことをするなど、しないでほしいということをもっとわかりやすく広報してほしいという1人の方の意見があった。これは6番、あかつき台の方ですけど。私は、あれは個人的に答えることになっていますから、議会報告会、シティ・ミーティングのルールとして、それは委員会にも伝えますという話はしましたが、僕の場合でも、笹川地区の自治会長会議に出たときも、皆さんそれぞれ対応に迷いがあるわけですよ。極端に言えば、声をかけたほうが良いという責任感がある方もいれば、監視カメラを独自につけるということを考えている人もいます。いやいや、もう完全に無視しているとか、立ち当番をやっていないところもある。だから、これはまず、市のお願い方針として広報周知すべきだというのが、私もこの方と同じ思いが一つあるのね。時点での広報として。

もう一つは、これから難しい問題だと言われるのもわからなくてもないですけど、全国的に問題になっていますから。条例を変えるとかなくすとか、あるいは警察との連携の仕方とか、いろいろあるかと、僕もそんなに研究していないので知りませんが、皆さん方も研究していくという意思表示、決意表明をぜひとも聞かせてほしいなというのが二つ目なんですけど。計画に書くのはいいけど、抽象的な表現だけで終わったのでは全く意味がないのでね。

○ 伊藤生活環境課長

まず、一つ目の広報に関しましては、確かに危ない行為、声かけ自体で逆に向こうから何かやられるみたいな形も、そういう場合もあり得ますので、それにつきましては、あくまでも車のナンバーであるとか、何をやっていったとか、どういう人が来たかという情報を市のほうへお知らせいただきたいということで、広報につきましてはさせていただきますと思います。

あともう一つ、警察との連携につきましては、今現在どういった連携をしているのかという形でいいますと、集積場を一つ固定しまして、そのところに対して私どもと警察が行って、持ち出し行為者を確保するような形をとっております。ですもんで、そういった機会を昨年6回させていただいておりますもので、そういった回数をうちの職員をふやすような努力をさせていただいて、そういった連携の数をふやしていきたいというふうに思います。

○ 加藤清助委員長

よろしいですか。

○ 豊田政典委員

あんまり1人で時間をとるのも申しわけないので、ここではそこまでにしておきますが、まずは、市民の皆さんがリサイクルの思いを高めて分別するその努力、それから400自治会の方々が朝から立ち当番をして、正確な分別をして、四日市市の仕事であるごみ収集に協力しようとしてやってくれている思い、それから、そのいろんな思いを背負って、何とか持ち去りをなくすようにと思いながらも、危険回避のために悔しい思いをしているということ、いろんな思いを、ぜひ、まず実態把握をもっとしてもらおうことと、受けとめた対策を考えてもらいたいなと強く思いますね。また別の機会にやります。

○ 加藤清助委員長

ありがとうございました。

じゃ、先ほどの持ち去り対応のパブリックコメントやらシティ・ミーティングを受けての意見の対応については、ほかの委員の皆さん、先ほどちょっと切り出したようなことで、不法投棄の条項、項目はあるけど、不法回収というか、持ち去りの回収のところに加筆するというようにしてもらおうような答えがありましたけど、それでよろしいでしょうか。

○ 川村幸康委員

わからんのやけど、豊田委員の言っておることはわかっておるのやけど、処理するので、どこかに何か書いてあって、どこやったかな、条例をつくったとか何か書いてあったところに、さっきも豊田委員が言っておった、処理するのと持ち去るやつか、条例をつくったでもうええよということがどこかに書いてあったような気がしたんやけど、ここの最初のごみ処理基本計画の……。

○ 加藤清助委員長

本体のほう。

○ 川村幸康委員

本体のほうで、どこかに何か書いてあったような。処理計画というのは、どこまでの範囲を含んで処理計画にしておるの。だから、さっきも豊田委員が言っておったな。処理するところ、持ち去るところは、何かまたこれ、それ以外にも、ようけこれに関連する計画ってあんのやろう。大規模災害の何かの計画をまたつくりますというたり。だから、今、簡単に、そうしたらまたそれを加筆しますと言うたけど、最初に決めておった範囲は何なんや、どこなのかなと思って。ごみ処理基本計画というけど。ごみの処理にするところの計画の入り口論なんやで、どうしておるのかなと思って。わからんだわ、それが。

○ 前川生活環境課リサイクル係長

ごみ処理基本計画と申し上げますのは、法律上でもそのような計画を立てるようという中で示されておるという中で、今言われたように、四日市市として何をどのように処理していくのか、その全体的なスキームをお示しするものであります。

先ほどの持ち去りの件につきましては、前回の計画では非常に、条例化云々ということで計画をさせていただいていまして、今回もそれは当然ながら継承していくものというふうに認識しておるところですが、ちょっと記述が抜けておるということで修正等をさせていただくというお返事があったんですけれども、処理計画そのものというのは、どのような収集形態でどのようなものをどのように処理していくのかということ、全体的なことをお示しさせていただくべきもので、それじゃ、市の方針としてはこうやってやっていきますよということをお示しさせていただくべきものです。

持ち去りのことを記述させていただくというふうに申し上げたのは、本来、資源化を促進していくという一つの目的がありますので、それを阻害しておるといふようなことも言えるということで、前回も載せさせていただいておったということでございます。ですので、今回も、皆さんの思いも踏まえて、載せさせていただくべきことだといふふうには考えておりますものですから。

○ 川村幸康委員

12ページの表の3. 3のごみ集積場の円滑な運営に、四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例を一部改正し、持ち去り行為を禁止したって書いてあるやんか。それで今までは説明してきたんやろう。違うの。対応は。ごみ出し説明会の実施をしたりして、持

ち去り行為は禁止していますよって、この施策の評価の中の……。

○ 加藤清助委員長

平成25年度の実施状況というところね。

○ 川村幸康委員

12ページか。

○ 加藤清助委員長

12ページ、上のほうですよ。平成25年度の実施状況。

○ 川村幸康委員

そうですね。

そういう説明をしてきたんやろう。だから、よう考えてそれは言わんと、処理基本計画と適正に処理しておると、市は分けておったのか、分けていなかったのか。そうすると、ほかの、例えば県が事案でしておらん不法投棄の部分のところなんか、今、どっちも相手にしてへんわけや、基本はな。市はしておるけど、県はしてへんわけやろう。そうすると、その処理の問題と、要は、不法投棄の問題と適正処理の問題の2種類を一緒にしてええのか、一緒にせんのかという考え方だけはちょっとごみ処理の問題のときにやっておかんと、大矢知地区でも、基本的に不適正処理と不法投棄の部分があったわけや。適正処理の問題は違うと言うておったわけや。そうやろう。不法投棄の問題は問題やけれども、不適正処理はまた不適正処理で、窓口を見つけて入っていったわけや、あれは。だから、2本立てをしておったわけやろう。だから、持ち去りというのは、不法投棄ではないわけや。それを適正に整備せなあかんところをとっていくという話やろう。

だから、よう考えてしておかんと。今まであんたらが説明してきておったことと合う合わんで聞いておるだけやで、別にあんたらが合うとってこれを加筆してもええというのならええけれども。だから、俺は、ほかでもこんなのがようけあるけど、処理の問題と適正かどうかの問題というのは、よう考えて答えやんとあかんのと違うか。

○ 前川生活環境課リサイクル係長

ごみ処理基本計画というのは、今お話のありました適正処理というのは当然のことですので、どのように集め、どのように処理をし、そして、それがちゃんと適正に処理をするというところまでの一つの流れを、当然行政として責任を持つべきもの、それをどのような計画でやっていくかということの一筋の流れを示させていただくべきものでございますので、先ほどの不法投棄、ここで書かせてもらっている不法投棄というのは、先ほど事例に挙げていただいたような大きなものも当然そうなんですけれども、そこまでのものを想定はなかなかできないんですけれども、それも一つの適正事案、適正処理もあれば、当然不適正なものも出てまいりますので、そういったものを含めて、行政の責任としてどういうふうに対応していくかということをお示しすべきものというふうに理解しております。

ですので、そういった意味では、持ち去りの部分については若干ちょっと意味合いが違うというふうな部分も確かに言えるところがございますけれども、資源化を適正に進めていく、それを阻害する危険性が非常に高いという意味では載せていくべきだというふうには考えますね。

○ 川村幸康委員

そうすると、前も1年か2年前に議論したけれども、料金、収集体制も全部曖昧に見直すやらどうやらこうやらとか、よその自治体と比べたらまだ有料にせんでええでとかいう話をしておるけど、例えばここでやと20ページに、資源回収の対象拡大とかエコステーションの利用促進とか、資源集団回収への支援とかというところにも税金を使っていく中で、環境部としてどういうごみ処理の考え方をしておるんやというのがまとまっておらんわけや。例えば、今、そんなことをやり出すと、今度、集団資源回収でも、家の前に出しておって集めておるやつもあれば、みんなが集めて前に出してあるやつもあれば、それこそ事業系か何か整理もついておらんと、逆有償で取られておっても補助金を出しておるものもあれば、そうしたら一遍この際、どうやって整理するのやということをきちっと、整理できるきっかけやったはずやのに、この計画は。現状、さっき言うルーチン化というのか、今までどおりの流れの中で変化したところだけを変えたもんでこうなったのと違うんかという話なんや。だから、あんたらが持ち去りのそういうこともこうやって、こっちに入れていくというのなら、これからの考え方として、今までのごみ全般をやろうと思ったら、これ、もう少しきちっと。

前々から私、ずっと言うておるようなことが何一つ、課題としては挙げておるけど、ど

うやっていくかという方向性は何も示されていないわけや。そうやろう。戸別によっては、玄関先に置いておいても、資源集団回収で集めておるわけや。それから、事業系のごみが出ようと何が出ようと、チェックできずに、資源集団回収で補助金はトン4円か出しておるわけやろう。100万円か200万円ぐらい出しておるところもあれば、二、三十万円のところもあるわけやで。

だから、そういったことも一遍きちっとごみ処理するときの計画として、今までやってきた現状の中やとなかなか見直しできやんのやったら、この計画を新たに策定する中で、一遍その辺の部分をしっかりやれる、最初で最後のチャンスやな、これ。もう15年、10年、見直さんのやで。

あんたらも、課題として言うておったやん。町なかなんかは、事業系も何かも含めて資源集団回収で出てきて、リサイクルにならんようなものまで出てくるもので、収集の仕方が悪いと。逆有償で取られておるけど、そうやけど税金で補助金だけは出しておると言うておったわけやでさ。そんなことやら、各地区によっては、家の前に普通に出しておくのも、そうしたら、スーパーやかの事業系が、宅配を頼んだときに持っていきやつと、どう市としては、それは民のほうで手が届かんところで処理、そこでもそれはそういうのも推奨していくって書いてあるわけや。そうやろう。

だから、一遍きちっとそういうところは、自治体の責任として処理をしていくんやろうけれども、今までみたいに、多分、これはこの前つくるときにはなかったんや。回収ボックスもないしさ。それから、新聞屋さんやスーパーがごみを持っていってくれるということもあらへんだわけやしさ。だから、もうちょっとそれにきちっと向き合って、基本計画をつくるべきと違うのかなと思ってな。そこが抜けたで、それは何も変わらん計画になったなということやでな。少し今意見が出たで、そこだけは加筆しますというなら、もっと大きなところをやっぱりするべきと違うか。いや、それはちょっとまだ研究ですわといったら、15年はできへんやん。時代が変わるで、今度はまた。

○ 加藤清助委員長

もともとこれ、20年に前回の計画が策定されているんですよね。目標年次は平成35年。今回見直しのきっかけは、来年4月に新施設が稼働するからということと、平成25年に市民アンケートをとったのをいろいろリンクして今回出てきておるのやけど、これ、例えばこの素案で今、所管事務調査を我々やっていますが、この後、処理基本計画の今回の見直

しは、どういう時間的な流れで策定に至るんですか。あと、残された時間。残されたという言い方は悪いけど。

○ 伊藤生活環境課長

コメントの結果の後ろのほうで、前回も示させていただいておるんですけど、今後のスケジュールということで、あと、この後、ごみ減量等推進審議会のほうにこのパブリックコメントの結果を示させていただいて、その後で、最終的にこの計画を公表していく形というふうに考えております。

○ 加藤清助委員長

その審議会はいつですか。

○ 伊藤生活環境課長

この所管事務調査が終わった後で開催をさせていただく予定でおります。ただ、日程についてはまだ決まっておりません。

○ 加藤清助委員長

そうすると、大体行政で、環境部のほうとしては、審議会も含めて、策定する目途としてはいつが想定されているんですか。

○ 伊藤生活環境課長

もともとの想定では、ここにありますように11月というふうに思っております。

○ 加藤清助委員長

この後審議会があつて、それを受けて策定、11月中。

先ほど川村委員から、全般にわたる、この基本計画の捉え方について行政に対するご意見だったというふうに思うんですけども、今回の見直しのところに……。

○ 川村幸康委員

大矢知・平津事案の関係の特別委員会ができたときに、しっかりとこの辺の議論を進め

ていったとき、ごみ処理基本計画やらそっちでどうなんやというのは、処理の問題と不法投棄と、適正に処理をしたかどうかの問題は別やと環境部は言い切っておったよな、あのとき。そうやに。だから、処理の問題とその部分のところの物の見方と考え方がきちっと、私はあのとき、整理されておるんやなと思っておったんや、逆に言うとな。言い切っておったで。だけど、ここへ来て、またこの計画がどっちに向いていくのかなと思ってさ。

本来、環境部がやらなあかん仕事やとしたら、ごみの減量やら含めたそういう環境のことで第一義的に原則はあって、そこへもってどの処理でコントロールがきくかというのは、行政の処理するところの部分だけはきちっと行政が責任を持ってしますよと、あと、その他、保管してもらえようようなエコステーションやあんなところの整理やら、資源集団回収で環境部がなすところのコントロールのきくところはこうしていきますよということの整理が、今までの反省、課題もあったわけやで、そこが何にも変更されてなくて、ぽこんと出た資源物の持ち去りだけはそれなら載せますわという話やったら、そんなもの、俺から言わせたら、資源集団回収やらそこらの一番基本的なりサイクルにまつわる話は、ずっと言っておったわけやでな。それと、高齢化してくるんやで、あと15年もしたら相当な高齢化になっておるのやで、集積場まで持っていけへんのやで、戸別収集は本当に今度の清掃工場ができるときに考えやなあかんでと言っておったのにさ、5年前から。何にも考えていないやん。だから、ぶっちゃけて、どう収集するのということで、真面目にそれは考えやなあかんわ。だから、もう5年つくったら見直さんということではなくて、こんなもの。1年ずつでも2年ずつでも見直しをかけていくとか、約束をせなあかんわ、やっぱり。全然仕事していないもん、そういうところのな。

わかるよ。現状で流れておるんやで、現状で変化するところを手直ししたらええやろうと思っておるけど、みんなが、これ、10年たってみ。めっちゃくちな高齢化社会やで。困るに決まっておるんやで。そうやろう。

そうすると、やっぱりそういう一番柱のところを置いていってさ。だから、ごみの処理をする市としての責任は何なんやということの前から言っておったさ、俺は。環境部がそんな、不法投棄やら、それから資源物の持ち去りのことは、担当部署としてあるか知らんけど、その前にせなあかん仕事は先処理やろうという、そこが法で定められておるところなんやで、その処理をまずは柱に据えて、きちっとやらなあかんのと違うか。せやで、言っておるのに。そんなのは全然やっていないやないか。

○ 加藤清助委員長

今の川村委員の、根底にかかわる市の方針というか、そこら辺のところを、部としてどう捉えてどうするかということをお求められていると思いますので、計画の書き直し云々というのもあるんだけど、基本姿勢の考え方の部分でのご発言だと思いますので、見解だけは部長のほうから示していただけますか。

○ 川北環境部長

いろいろご意見ありがとうございます。

まず、このごみ処理基本計画につきましては、あくまで一般廃棄物のごみ処理基本計画であるという認識でおります。その中で、この都市・環境常任委員会を初め、これまでいろいろのご意見を賜ってきたということが、この中で全て、今後の計画期間である15年間というような中に反映されておるかということ、先ほど川村委員のほうからもご指摘がございましたように、私どものほうでは全て反映できていない面が多いというふうな認識でございます。

ただ、一方で、この3ページにございますが、計画年次が平成27年度からスタートして、平成36年度を計画目標年次に置いておると。平成32年度が中間目標だよということでございますが、ごみ処理基本計画に限らないのかもわかりませんが、計画というものは生き物である、周りの社会情勢とか市民の方のニーズによって大いに変わってくるものであるというようなことを考えておりますので、こういった、ここに書いてあるからといってそれまで何にもさわらないということではなしに、ニーズ、ご意見をいただきながら、必要な時期に必要な改正を今後もしていきたいというふうに考えております。

私のほうからは以上でございます。

○ 加藤清助委員長

川村委員、よろしいでしょうか。

○ 川村幸康委員

もう最後。

概要版の7ページに書いてある、基本理念と基本方針に照らし合わせてごみ処理基本計画をつくっておるわけやろう、単純に。みんなで作る環境負荷の少ない資源循環型のま

ちというのはええことやんか。それを目指してやっていく中で、ごみ処理の問題をどう処理していくかということやんか。その上で基本方針は三つやろう。3Rと循環とかさ。だから、一番役所が苦手なのは、上の二つはええんやけどさ、基本方針。三つ目の市民と事業者と行政の役割分担の中で、どういう仕組みをつくるかということやろう。ちょこっとこんなもの、今回の処理計画の中に、やり方をちょっといろいろだけで、仕組みまでは変えていないわけやん。仕組みを変えることがええとは思っていないけれども。書いてはあるんやで、高齢化とか、あんなので。ごみステーションの限界が来ておるといことも、薄々は認識しつつも、そのままになっておるわけや。そうやろう。

そうしたら、やっぱり高齢化していくんやで、さっきのみたいに、俺も初めて知ったけど、モデル地区というのがあったけど、この間、議員政策研究会の市街化調整区域の規制緩和を目指す分科会のとときに、神前地区やら小山田地区、水沢地区、とどこや、県地区か、県地区は違うな、どこやったかな、もう一個。四つぐらいは、人口減少化率があれば、何かしておるで、ある程度土地の利用を緩めるみたいな条例が来年の4月からできるわさ、これ、議員発議でな。それと一緒に、変な話、95%以上の高齢化率のある自治会は戸別収集に切りかえるとか、そんなことを俺は前も言うておったやろう。何かモデルケースでやるんやったらな。それからあと、そういうことやわ。だから、そういうことを少し、やっぱり目を出していかなと、この計画の中で。

だから、加筆をするとさっき軽く言うたで、いつも言わんのが。そうしたら、俺が言う、高齢化のところで書いてあるやろう、ごみ処理基本計画の。どこやった、最後のほうやったかな、何ページやったかな、どこかに書いてあったわ、24ページか。超高齢社会の到来って書いてあるわ。連携し施策の検討を進めますやけどな。モデル地区を選定して戸別収集を実験的にやっていくとか、そういう目出しだけはしておかんと、あんなら、今度やろうとなって、これ、見直すと、1年と言っておるけど、こんなことも書いていなかったら、あんなら、もうそんなのはこの計画に載ってへんで、目も出ませんと言うで。笑うけど本当やぞ。あんならとの付き合いが長いでわかるんやけど。大体そうやわ、計画にないことはやらへんのや。計画に沿ってしかできませんと言って。

そうやで、この計画ができるまでに、収集運搬システムの再構築はええけれども、効率化と合理化、この辺についても、高齢化やいろいろなことを伴うと、どうしていかなあかんのかということをしつかりと、個別具体的にやっぱり、検討しますではなくて、モデル的にやっていきますとか、当初から。俺のところの地区で高齢化の高いところをやってや

ってくれ、一遍。おもしろいに。

どう思うかな、みんな。さっきの、みんな知らんだやろう。加納委員の言うようなこと、知らんだもん、あんな。あかつき台でって。俺も知らんと終わっていくところやったで。毎週サービスをつけておったわけやな、そこは、モデル地区という名のもとに。そうやろう。

そしたら、そういうことを一遍、ここの計画の中に目出しをしてよ。それで、逆に言うと、豊田委員が言っておることなんて、これ、全然やる気なんてないやんさ。3番ではもう自治会とやっていくって書いてあんのやでさ、立ち当番。せやろう、23ページ、違うの。今後も引き続き自治会との連携によりって。だから、それも、それはその方針を決めておるわけや。せやろう。違うの、これ。

○ 加藤清助委員長

本日、所管事務調査という範疇なもので、先ほどちょっと私が問い詰めたもので、加筆するとかという、いきなりありましたけど、先ほど来の高齢化社会を迎えてというのは、副委員長も指摘した部分でありましたし、川村委員言われている戸別収集の話は大分前から、この都市・環境常任委員会で、ごみ問題で委員の中から出されてきている行政への投げかけだと思います。

先ほどのその部分も含めて、頭出しというのがどういうふうに、余り書くと具体的になるもので、今言われたのは、超高齢化社会の到来など社会状況の変化を踏まえて関係部局とも連携しという、その施策のところ辺に、何らか考えられるのでしたら検討してくださいという部分までしか出せないと思う。こう書いたらどうか、はい、直しますという話でやると、もう至るところで出てきますので、本日の所管事務調査でご指摘のあった主な2点のところ辺をこの基本計画の素案に対しての意見として受けとめていただいて、しかるべき対応をしていただくということで、委員会のまとめではないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○ 川村幸康委員

それと、やっぱりここの原則論に書いてあるのは、事業者さんをどう使うかやわ。ここに書いてあるやろう、市民、事業者、行政の役割分担と協働って書いてあるんやけど、基本方針に。市民はある程度これは書いてあるけど、ごみ収集事業者とか、店舗や何かを営

んでおる事業者をどういうふうにごみ処理の計画の中でコントロールできるか、コントロールという言い方は悪いけど、役割分担と協働できるかというところが非常に私は弱いなと思うし、あんたらも何かの、勉強会に来ておったときに、いろいろと今後10年ぐらいのごみ行政の課題を聞きに来ておったやん。ペットボトルとかの収集業者がやっておる勉強会。都ホテルかプラトンホテルでやったときでもさ。それとか、津市でもやっておるやん、こういうことを。

だから、そういうところの文献を読んでおっても、こうなっていくんやろうなということが見えるところはあるけど、それを全くここに目出ししていないで、そんなものをきちっとやっぱり落とし入れていかんと、たちまち5年ぐらいで、ああいう人らが言うておることはすぐ来るんやろうで、事業者がやっておるような話はな。だから、そこらも、特に事業者が、静脈産業として出てきておるわけやで、市の行政負担が軽くなって、事業者をうまく活用できるかということも、もう一つのやり方として私はあるのかなと思っておるので、あくまでも凝り固まって、ごみ処理は全部直営でやるんやという考え方でいく方針で15年間おるんやろうけど、俺の想像では、やっぱり事業者の使い方をもう少し上手にしたほうが上手にいくのかな。大都市やとかを見るとな。東京や都市圏を見てくると、そう思うで。

○ 村山繁生委員

確認だけよろしい。

話を戻して悪いですけど、見直しという部分で、豊田委員の言われた、持ち去りに対する条例の罰則の強化ということは、念頭にあるのかなのか。

○ 加藤清助委員長

罰則の強化。

○ 村山繁生委員

持ち去りの禁止。

○ 加藤清助委員長

条例の中身の。

○ 村山繁生委員

ええ、中身に罰則がありましたやんか。それをもっと強化するということも考えておられるのかどうかということ。

○ 加藤清助委員長

それ、出ましたっけ。

○ 伊藤生活環境課長

条例上、20万円が上限という形になっておりますが、これは裁判等の判例がございまして、その中で20万円というのが出ておりますもので、そこを念頭に置いた形にしておりますもので、一足飛びに、持ち去られておるもの自体がそれだけ高価なものでないというふうなものもございまして、その判決等を勘案しますと、罰則を、例えば今20万円のものを50万円にするとか100万円にするというのはなかなか難しいのかなというふうに思います。

○ 村山繁生委員

金額的なことだけじゃなくて、もう一つ何か、禁錮とか何か。禁錮じゃなかったっけ、それはないな。それはないけれども、2件ぐらい、今、前のときに判例があったということでありましたけれどもね。

ただ、本当に自治会の人困っておるということで、それを聞いておるだけではなくて、やはり具体的な対策をもっと市民に対して周知徹底を、こういうときはこうするのやとか、きちっとそういったことをやっぱりもっと広く市民に対して周知してほしいなど、それだけ要望して終わります。

○ 加藤清助委員長

じゃ、かなりごみ処理基本計画について、厳しいご指摘と提案も含めてありますが、最後に豊田委員。

○ 豊田政典委員

先ほど持ち去りのことを話したのは、この所管事務調査のタイトルが基本計画って

なっているので、僕は副委員長の発言に乗っかっていったんですけれども、これはこれで、村山委員も言われるように、持ち去りについては真剣に考えてほしいという思いは、先ほど述べたとおりです。ただし、基本計画に入れるべきなのかどうかというのは、違和感を覚えながらも乗っかっていったという部分があって、基本計画に戻れば、川村委員の言われるところと全く同じ視点を持っていて、例えば、福岡県かどこかで昔視察に行った戸別収集、家の前に出すというやつは、極めて有効な方法の一例だと思うんです。そんな議論をこの所管事務調査でやりたかった、5月からね。

もっとほかの例を言えと言われれば、例えばリサイクル率という話を決算常任委員会するときにもしたけれども、今の考え方でいいのかどうかとかね。前の基本計画を少し修正したような計画になっているというのは、私もほぼ同じような思いです。そうじゃなくて、環境部という名を名乗るのであれば、また、ごみを処理する責任と誇りがあるのであれば、抜本的なごみ処理ということの検討が、果たしてこの基本計画素案をつくる際にどこまでされているんだろうかというのが、すごく疑問が残るままきょうを迎えて、もうすぐ終わっていくわけです。

だから、川村委員がいろいろ言っていた、そのとおりだと思って聞いていましたし、時代も変わっていくし、いろんなことが変わっていく中で、余りにも現状踏襲型に終わっていてという、厳しく言えばそんな感想なので、そうじゃなくて、平成三十何年度ですか、それまでの間にも、その間いじらないというんじゃなくて、ぜひ誇りを持って、四日市市の独自でもいいし、世界にもいろんな例があると思うし、全国にもあると思いますから、ごみ処理、ごみの出し方、集め方、また市民の意識、事業者の協力とか、いろんなことを鋭意さらに検討というか、努力していただきましたという思いを強く感じましたので、あえて時間をいただきました。

○ 加藤清助委員長

今のご発言、ご意見の中で、各委員の共通する思いも示されているのかなと思います。だから、今回のごみ処理基本計画の中には、それは頭からやらんとちょっとあれやもんで、先ほどもありましたように、社会情勢の変化だとか、もうちょっと、5年、10年先を考えたときに、四日市市のごみ処理、今回策定していく中身を超える部分についても、やっぱり市としての調査や研究と、それから議会への投げかけや住民の皆さんとのフィードバックをして、よりよい方向の計画に時を見計らって再見直しが検討されるように、当委員会

としての所管事務調査のまとめとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○ 川村幸康委員

市長が、これも市長に言ったことがあるのやけど、観光を目玉にしてやっっていこうとすると、俺らが視察に行ったりなんかしても、汚いまちって、顔になるようなところが汚れておると、何となくイメージってあるやん。だから、そういうことも考えると、やっぱり四日市市の顔になるような近鉄周辺とかあんなところ、掃除もしてくれておるけど、月1遍ぐらい、この計画の中に、市職員は早朝に起きて、勤務前にごみ拾いをするとか、何かあってええんと違う。

○ 加藤清助委員長

駅前でごみ拾って、定期的にやってへん。

○ 川村幸康委員

何かそういうことも含めて、やっぱりごみ処理基本計画をつくるに当たっては、職員さんらもできることを特に、全部とは言わへんもんでな。何か前、やっておったやん。新聞かに載せてもらっておったやん。職員がごみ拾いを昼休みにしておるとかな。忘れた、もう。

(「大分前です」と呼ぶ者あり)

○ 川村幸康委員

大分前や。だから、そういうこととか。

朝一に掃除をするというのはやっぱりええことやに。この前、海外へ視察に行かせてもらったけど、朝の3時ぐらいから掃除をしておるわ。ボランティア団体やら事業者も起きて、が一っと。寝れやんという苦情もあるやろうけど。だから、やっぱり朝掃除すんのやな、観光のまちみたいなところは全部きれいに。

だから、もうちょっと四日市市も、あの辺が汚いでさ、周り。この間も来た人が、電車を降りたら汚いなと言っておったで。多分、昼間に来たんやさ。夜の店のごみやあんなのが、ご一っと出ておるでさ。だから、朝掃除するようにするとか、顔になるような地域は。

何かきちっと、そういうのはもうここに載せられるわけやろう、この計画に。違うのか。それは仕方か。頼み事か。適正な処理の仕方の時間帯を言えやんのか。

だから、そういうふうにもうちょっと他の部局と連携するというのなら、そんな連携の仕方をもっと考えたらどうや。

○ 加藤清助委員長

ご提案ということで、また内部のほうで、他部局とも検討していただく課題として受けとめてください。

じゃ、熱心なご質疑をいただいたというふうに思いますが、ご指摘の意見は貴重な意見だと思いますので受けとめていただいて、審議会やら、あるいは全庁的な捉え方と、それから中長期での見直しの機会はいつでもできるわけで、お願いしたいということで所管事務調査を終わりたいと思います。

それでは、あともう一つ、A3の資料が配ってあります。この資料につきましては、決算常任委員会の中で、清掃事業所の予備人員の仕事についての質疑があって、環境部のほうから、その答弁の補足資料として提示をさせていただいております。ざーっと見ていただければいいですし、肝心かなめの項目は、右のページの一番下の予備人員の業務が示されています。収集に従事する場合はもう当然そういう業務ですが、収集に当たらない場合の予備人員の業務はこういうことをしているという補足の資料でございます。お目通しをいただきたいと思いますが、たしか豊田委員が言われていたような気がしましたが。そうですね。よろしいでしょうか。

○ 豊田政典委員

この資料で納得はしていませんけど。

○ 加藤清助委員長

また個別にありましたら、お尋ね願いたいと思います。

では、所管事務調査を終了させていただいて、あと、報告案件が1件ございます。理事者の入れかえを即座に行ってください。

委員の皆さん、恐れ入りますが、あとちょっとですので、このまま継続させていただいて、3時半には私、終結したいと思っています。

じゃ、理事者の方、速やかに入れかわってください。

メンバーはおそろいでしょうか。

それでは、事項書の3番の報告事項に移らせていただきます。

案件は、生産緑地地区についての報告ということで、お手元に都市整備部からの文書が配付をされております。部長から挨拶があれば。

○ 伊藤都市整備部長

今回、この生産緑地地区について報告する機会を設けていただきましてありがとうございます。

この生産緑地地区につきましては、平成4年の指定当時、また、部分解除されたときの残りの農地について適正な事務処理が行われなかったことから、誤って生産緑地地区に指定していたこと、また、ご報告がおくれたことについて、おわび申し上げたいと思います。今後は、このようなことがないように、後ほど担当からもご説明させていただきますけれども、公図や登記簿、それから現地確認の調査などに加えまして、またチェックリストも活用して、徹底した確認を行うことにより再発防止に努めてまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○ 加藤清助委員長

それでは、資料に基づいて報告をいただきますが、資料のカラーである2枚のページは、生産緑地制度そのものについて報告がついておりますので、当委員会の委員は都市計画審議会の委員で、僕以外はそうなんですかね、ですので、そこはもう割愛いただいて、報告に至った案件の部分だけと対応だけ説明をお願いします。

○ 鈴木都市計画課都市施設GL

都市計画課、鈴木といいます。よろしく願いいたします。

それでは、報告書の2ページから説明させていただきます。

まず、生産緑地地区の指定面積の推移ということで、こちらは市街化区域内の農地の面積を棒グラフであらわしたものでございます。緑色が生産緑地地区の面積で、単位はヘクタールとなっております。オレンジ色が生産緑地地区以外の宅地化農地となっております。本市では、生産緑地地区を平成4年に242.4ha、楠町との合併の際に14.3haを指定しまし

て、都市における農地の保全等を図ってきましたけれども、農業従事者の高齢化などを背景に年々減少し続けておりまして、現在、生産緑地地区の指定面積は約145.9haとなっております。

また、宅地化を図るべき宅地化農地につきましては、一定の宅地化が進行していますけれども、人口減少時代の到来による宅地需要の低下といったことから、今後全てを宅地化していくのは困難な情勢となっております。このような状況の中、市街化区域内の優良な農地につきましては、積極的に保全していくために、現在、生産緑地地区の追加指定を進めておるところです。

そこで、生産緑地地区の追加指定を行うに当たりまして、昨年度既に指定されております生産緑地地区について改めて精査したところ、こちら2ページの2番の500㎡未満の生産緑地地区の機能評価についてというところにもありますように、平成4年の生産緑地地区の指定時におきまして、指定要件である一団で500㎡以上という面積を満たしていない農地を一部誤って生産緑地に指定していたことなどから、生産緑地地区の指定要件を満たしていない農地が農地並課税となっていたということです。しかしながら、500㎡未満の農地であっても、生産緑地地区に指定されていた農地につきましては、建築等の行為制限を受けていたことで農地として保全されており、生産緑地として一定の機能を果たしていたということから、公共の利益に寄与していたものというふうに考えております。

続きまして、3番目の生産緑地地区の指定など行政処分と課税について説明のほうをさせていただきます。

生産緑地地区の都市計画決定は、四日市市都市計画審議会での審議等、正式な手続を経て行われたものであり、平成4年の生産緑地地区の指定につきましては、一部に指定要件に満たないものがあるという一定の瑕疵があるものの、最高裁の判例でいう、瑕疵が重大かつ明白であったということには当たらないことから、指定の効力自体は有効なものと判断しております。このため、当該農地の固定資産税が、生産緑地地区の指定に基づきまして農地並課税としていたことについても、都市計画の見直しが行われるまでは有効というふうに判断しております。

下には、最高裁の判例のほうを参考につけさせていただきます。

続きまして、3ページの4番、指定要件を欠く生産緑地地区の税の試算について説明させていただきます。

生産緑地地区に指定しておりました3460㎡の農地につきましては、指定の有無、生産緑地

地区に指定していた場合と指定していなかった場合について、平成23年度から27年度までの5年間の税の差額を試算しております。

試算条件といたしまして、生産緑地の指定があったほうにつきましては、税相当額ということで、農地並課税で算出した額を入れております。

指定なしのほうの試算条件なんですけれども、1点目の形状等の所要の補正適用なしというところは、通常土地の形状に応じて税評価の補正がされるんですけれども、今回は標準の形状で試算しております。

二つ目の現状に応じて三重県指定の造成費の適用ということで、こちらは市街化区域内の農地の評価額につきましては、通常宅地並評価額から造成費を差し引いて評価をしているということで、今回、通常であればそれぞれの農地ごとに道路との高低差によってその造成費の評価が定められておるんですけれども、今回につきましては、造成高さ一律の高さで試算をしております。

また、本則にて算出というのは、税の評価方法の変更等によりまして、税額が急激に増加する場合など、毎年少しずつ評価を高くしていく負担調整措置というのがとられるんですけれども、今回の試算では、そういった負担調整措置を行わずに、変更後の評価額で試算をしております。

4点目の市街化区域農地に対する特例措置を適用ということで、通常市街化区域の農地につきましては、宅地の評価額に固定資産税の場合、3分の1を掛けて課税しております、今回もこの特例措置を適用しております。

これで、指定ありの場合と指定なしの場合の差額の試算をしますと、結果、5年間で186万9469円の差額があったと。これを年平均にしますと、37万3893円というような試算結果が出ております。

5点目の再発防止について説明させていただきます。

一つ目、生産緑地地区の追加指定を行う場合、申請時におきまして、公図、登記簿、農地の位置を示す地図等の書類の提出を求めるとともに、農業委員会と現地確認等を密に行いまして、指定要件を満たしているかどうかのチェックを行ってまいります。

また、二つ目といたしまして、生産緑地地区の解除を行う場合、現在月に2回、生産緑地の解除などの相談を受ける生産緑地に関する相談所というのを開催しておるんですけれども、その相談所におきまして、解除の相談のあった農地が一団で生産緑地地区を形成している場合、当該生産緑地地区のリスト表を作成しまして、残された生産緑地地区の面積

が500㎡未満にならないかといったチェックを行っていきたいと考えております。

今後、こういった再発防止に努めていきたいというふうに考えております。

説明のほうは以上です。

○ 加藤清助委員長

報告案件につきましての説明はお聞き及びのとおりでございます。

委員の皆さんから何か確認したいこと、ご指摘がありましたら。

○ 豊田政典委員

都市計画審議会での議論の中で、議案は認めるけれども、その内容についての説明を改めてということになったのできょうの説明があるんだと思うんですが、二つありまして、一つは、3ページの最後、5番のところの再発防止、追加と解除の場合ですけれども、今までと違うのはどこなんですか。

○ 川尻都市計画課長

まず、解除については、ずっと今まで毎年、都市計画審議会で行っていたので作業をやっていたんですが、今までは担当者が台帳の中を見て面積をチェックして、解除になったものは横線で台帳を消して、残ったやつを自分が計算して、それが500㎡未満であれば、次の解除の手続に行くということをやっていただけで、その内容を担当者以外の者が実はチェックをせずに行っていたという現状がございます。そういう中で見落としがあったので、今回からはここにあるように、一団で複数の位置で500㎡になっているようなものの解除の相談があった場合は、そのリスト表をきちんと書類に添付して、その書類を確認する、上司が確認した上で、面積を全員がチェック、目を通して、500㎡未満であれば解除の手続に行くような流れを、部の中できちんとつくっておるということでございます。

それから、指定につきましては、平成4年と平成17年当時も同じようなことはしておったと思うんですが、改めまして、やはり農業をちゃんとやっているのかというような疑義のお電話もいただいておりますので、今後やっていくものについては、農業委員会の事務局の職員と我々担当者、それから農業委員の方もあわせて、現地を全部確認するというところで作業を進めておるという状況でございます。

○ 豊田政典委員

そうすると、解除のほうは、庁内のチェック体制を単独ではなくて複数、ダブルチェック以上にするという違いだけですよね。追加指定の場合は、現地の現状を確認するというだけで、面積の確認については、今までどおり全く変わっていないと。そんな理解でええの。

○ 川尻都市計画課長

面積については、基本的にはもう固定資産税の賦課と同じように、登記簿の面積が正しいということで我々は今動いておりますので、それは税と同じ考え方で、それを数字として確認します。

○ 豊田政典委員

じゃ、今のはちょっと置いておいて、僕の記憶が間違っていたら訂正してほしいんですけど、都市計画審議会の議論で、今回の24件が見つかった経緯というのはちょっと忘れたんですけど、全てチェックできるのかという疑問をしたと思うんです。それはとてもマンパワー的に無理だという答えがあったと思うんですけども、つまり、既に指定してある生産緑地の中で、書類上で500㎡以上ならいいんですけども、いいというか、何らかの動きがあったときに500㎡未満になるんじゃないかみたいなやつを少し詳しくやった程度で、もしかしたらまだあるかもしれない、ほぼないと思いますとか、曖昧な答えで終わっていたんですけど、その辺の整理ってできたんですか。

○ 加藤清助委員長

全部チェックできたのかどうかということ。

○ 川尻都市計画課長

もう固定資産税で、正しいという数字については全部チェックしております。前、私が説明したのは、現地できちんと測量するのか、それからその面積、都市計画で言う500㎡以上というのはどうやってするんだという中で、要するに登記簿の数字は正しいという前提で我々は動いています。現地で測量せんのかということに関しても、もう全部の測量は無理ですので、そういう意味では、今後出てくるのかというご質問に対して、要は登記簿

上500㎡以上で、我々は税金もその面積で取って、生産緑地もそれでやっておるけど、何らかの形でその方が境界立ち会い等を行って面積が減った場合に、その面積の追跡についてなかなか全ての追跡ができない場合がある可能性があるというご説明をしたのであって、それについても、税の情報をきちっと毎年把握することで、追跡は可能であるというふうを考えております。

○ 豊田政典委員

よくわからないんですけど、何も変わっていないように聞こえるんですけど、再発防止になるの、これ。再発防止というか、現状で500㎡未満のやつはそのままあるかもしれないけど、確認もできないし、全部登記簿でやっているだけじゃないの。

○ 川尻都市計画課長

あくまで、登記簿の500㎡以上というのは、やっぱり世の中で正しい数字というふうには認識していますので、それで我々が事務処理をすることは、事務処理上適切であるというふうには考えております。ただ、登記簿の面積は正しいんです、日本の法律は正しいんですけど、言ったように、境界立ち会いなんかをして、きちっとはかったら450㎡しかないという土地が世の中には存在するから、今後そういうものが出てくる可能性があるという説明をただけで、世の中は法務局の登記簿の数字は正しいと言っているんですから、正しい事務をやっていますので、そういうふうにご理解いただけませんか。

○ 加藤清助委員長

よろしいですか。

○ 豊田政典委員

法的には正しいかもわからへんけどさ。まあ、いいです。

○ 村山繁生委員

2ページの2番の、建築等の行為制限を受けていたことで農地として保全されており云々と書いてもろうてあって、公共の利益に寄与したものと考えられるというのと、この言葉の根拠がもう一つ、いまいちちょっとわからないんですけど、実際税金は安くなってお

たわけやで、それがどう公共の利益に寄与したのか、その辺のところをもう少し。

○ 川尻都市計画課長

生産緑地というのは農地として守られることで、例えば都市近郊の方々にとっては、雨が降ったときに、水田であれば水がためられる、畑であっても、宅地よりも保水力があるとか、そういう災害時のときにも機能を果たす。それから、当然、市街化区域にあります農地は住民に近いところであるから新鮮な農作物を供給するであるとか、資料の1ページに書いてあるようなこういう効能が生産緑地にある、だからこそ税を減免してあげてもいいんですよというのが法律で。ただ、法律では面積をきちっと決めているので、本来その面積がなければいけないのに、面積はなかったけど、面積は小さいなりにこういうような効能があったので、その部分については、大なり小なりというのはあるかわかりませんが、公共の利益にも寄与していた部分もあるという意味でございます。

○ 加藤清助委員長

そういう解釈だそうです。公共の利益に寄与したものと解釈できる。

○ 川村幸康委員

この間のとき言わんだけど、そうすると、よう似たケースやら、あと私の知っておるケースでも、ちょこっと道路にひっかかって面積がなくなって、生産緑地の解除になったようなところ、あそこに対する断りかフォローは要るのと違うかなと思ってな。東坂部町のあたりで道路にひっかかったやろう。あれなんかはかわいそうやったやん。

(「あそこは交換で」と呼ぶ者あり)

○ 川村幸康委員

交換したん。まあ、ええけどさ。

○ 加藤清助委員長

わずかに500㎡未満になってしまった。

○ 川村幸康委員

そう。道路にひっかかって、500㎡未満でもうこれは外れることになったんやさ。

○ 加藤清助委員長

公共用地の関係で。

○ 川村幸康委員

でもそうなんさ。厳密やったんさ、これはな。そうやろう、環状1号線。だから、そういうレアなケースに当たった人らがさ、こんなを知ると、おおっと思うでな。そういうフォローだけはちょっとしておかんとあかんのと違う。

○ 加藤清助委員長

個別案件はいろいろあろうかと思imasので、丁寧なフォローをというご意見だというふうに思imas。

○ 三平一良委員

公平公正に課税するというのは、行政の一番大事な仕事やと思imas。そこで、二十数年間放置したということは、もうこんな、重大かつ明白でない限りというような判例にはあるけれども、重大なことやと思imas。今後当たっていただかなあかんのかなと思imas。

○ 加藤清助委員長

最後の三平委員のご指摘のとおり、課税の公平公正の点で、多年にわたりそういうことがわからずに今回発覚したということで、大変重いものがあるというご指摘だと思imas。冒頭、陳謝もありましたけれども、受けとめていただいて、再発のないようにしていただければというふうに思imas。

以上でよろしいですね。

(なし)

○ 加藤清助委員長

それでは、本日の都市・環境常任委員会を閉じさせていただきます。長時間にわたり、休憩もなしでお疲れさまでございました。

15：36 閉議